

■利益相反に関する報告事項

1. 企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職について、1つの企業・団体からの報酬が年間 100 万円以上の場合。
該当する場合、企業名(団体名)等を記載。
2. 株の保有については、1つの企業からの年間利益(配当、売却額の総和)が 100 万円以上、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合。
該当する場合、企業名(団体名)等を記載。
3. 企業・法人組織や営利を目的とした団体からの特許権の使用料が 100 万円以上の場合。
該当する場合、企業名(団体名)等を記載。
4. 企業・法人組織や営利を目的とした団体から、講演料等で、1つの企業・団体からの合計が年間 50 万円以上の場合。
該当する場合、企業名(団体名)等を記載。
5. 企業・法人組織や営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料が 100 万円以上の場合。
該当する場合、企業名(団体名)等を記載。
6. 企業・法人組織や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの研究に対して支払われた総額が年間 200 万円以上の場合。
該当する場合、企業名(団体名)等を記載。
7. 奨学寄附金(奨励寄附金)については、1つの企業・団体から、1名の研究代表者に支払われた総額が年間 200 万円以上の場合。
該当する場合、企業名(団体名)等を記載。
8. 企業・法人組織や団体が提供する寄附講座に所属している場合。
該当する場合、企業名(団体名)等を記載。
9. その他の報酬(研究とは無関係な旅行、贈答品等)については、1つの企業・法人組織・団体からの合計が年間 10 万円以上の場合。
該当する場合、企業名(団体名)等を記載。